コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

第1章　総則

（コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方）

第1条　当社は、企業活動を通じ継続的に企業価値の向上を図るとともに、「世界を食で繋ぎ、人々を健康に、そして笑顔にする」というパーパスを実現することが株主の皆様、お取引先、従業員など全てのステークホルダーの期待に応えるものと考える。このため、当社では経営の健全性、透明性、効率性を確保する基盤として、コーポレート・ガバナンスの継続的強化を経営上の最重要課題とし、意思決定の迅速化・活性化、業務執行に対する監督機能の強化、取締役に対する経営監視機能の強化、及び内部統制システムを整備することで、会社の透明性・公正性を確保し、全てのステークホルダーへのタイムリーなディスクロージャーに努めていく。また、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図る。併せて取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能とすることで、監督機能と業務執行を分離するとともに、経営の意思決定を迅速化し、更なる企業価値の向上を図る。

2.　当社は、前項に定める基本的な考え方に沿って、次の各号に定める事項をはじめとするコーポレート・ガバナンスの充実・強化に取り組む。

(1) 株主の権利及び平等性の確保に努める。
(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努める。
(3) 適切な情報開示と透明性の確保に努める。
(4) 取締役会等がその役割及び責務を適切に果たすように努める。
(5) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との建設的な対話を行うよう努める。

第2章　株主の権利・平等性の確保

（株主の権利の確保）

第2条　当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行う。

2.　株主総会において会社提案議案に相当数の反対票が集まったときは、取締役会は、反対の理由と当該反対票が集まった原因について分析し、以後の対応の要否について検討を行う。

（株主総会における権利行使）

第3条　当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行う。

2.　当社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知

に記載する情報の正確性を担保しつつ法定期限よりも早い時期に招集通知を発送するよう努める。また招集通知に記載する情報は、日本語版、英語版ともに株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet 及び当社のホームページにおいて電子的に公表する。

3. 当社は、株主総会を最高意思決定機関と位置付け、株主権利が適正に行使できるよう、インターネットによる議決権行使機会の提供及び議決権電子行使プラットフォームに参加し、株主の利便性の向上と平等性を確保する。

（資本政策の基本的な方針）

第4条　当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと位置付ける。

2. 当社が、成長過程にある間は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを資本政策の基本的な方針とする。

（政策保有株式に関する方針）

第5条　当社は、取引先との関係の構築・強化や業務提携の観点から当該取引先等の株式を政策保有株式として保有する。

2. 政策保有の判断は、当社の中長期的な企業価値の向上につながるかどうかを総合的に判断して取締役会が行うものとする。

3. 当社は、政策保有株式の議決権行使について、投資先企業の状況や当該企業との取引関係等を踏まえた上で、当社及び発行会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながるかどうかによって、賛否を総合的に判断する。

（関連当事者間の取引）

第6条　取締役は、競業取引又は会社との利益が相反する取引を行おうとする場合には、取締役会の承認を必要とするものとする。また、競業取引又は会社との取引を行った取締役は、その取引につき重要事項を遅滞なく取締役会に報告するものとする。

2. 当社は、全ての取締役に対し、関連当事者との取引の有無並びにその内容について年に1回文書で確認を行うこととし、関連当事者間の取引について管理する体制を構築する。

第3章　株主以外のステークホルダーとの適切な協働

（経営理念）

第7条　当社は、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るために経営理念を以下の通り定める。

経営理念

（パーパス）

世界を食で繋ぎ、人々を健康に、そして笑顔にする

（ミッション）

食の基盤である一次産業の未来に貢献する

乳製品の新たな需要を創造する

ステークホルダーすべての豊かな生活を実現する

（バリュー）

フェアであれ

（企業行動規範・役職員行動規範）

第8条　当社は、企業行動規範・役職員行動規範を定め、取締役会はこれらが事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにする。

（多様性の確保）

第9条　当社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進する。

（内部通報）

第10条　当社は、内部通報規程を策定し、その遵守を図る。

第4章　適切な情報開示と透明性の確保

（情報開示の充実）

第11条　当社は、法令等に基づく開示を適切に行うとともに、法令等に基づく開示以外の情報提供も主体的に取り組む。

2.　取締役会は、情報が正確で分かりやすく、有用性の高いものとなるように努める。

（外部会計監査人）

第12条　監査等委員会は、外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準を策定し、外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認を行うことなどにより、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行う。

2.　取締役会及び監査等委員会は、高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保、外部会計監査人から取締役社長その他の経営陣幹部へのアクセスの確保、外部会計監査人と監査等委員会、内部監査部門、社外取締役との十分な連携の確保、外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の対応体制の確立を図る。

第5章　取締役会等の責務

（取締役会の責務）

第13条　取締役会は、株主に対する受託者責任及び説明責任を踏まえ、次の各号の実行を通じ、その役割及び責務を適切に果たす。

(1) 企業理念を定めて会社の目指すところを確立し、経営戦略や経営計画の策定を通じて戦略的な方向付けを行う。

(2) 経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性及び透明性を確保する。

(3) 会社の業績等の評価を行い、取締役社長その他の経営陣の人事に反映する。

(4) 適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督する。

(5) 内部統制やリスク管理体制を整備する。

(6) 経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じうる利益相反を管理する。

2.　取締役会は、法令、定款、取締役会規程によって取締役会の決議事項とされている事項以外の事項については、代表取締役に委任する。

3.　取締役会は、取締役社長の後継者の計画（プランニング）について監督を行う。

（独立社外取締役の独立性判断基準）

第14条　取締役会は、独立社外取締役の候補者を選定する場合、金融商品取引所が定める独立性基準を満たしていることに加え、本人の現在及び過去3事業年度における以下（1）～（14）の該当の有無を確認の上、独立性を判断することとする。また、その人格、見識、能力、当社との関係性その他の事情に鑑み、独立かつ客観的な観点からの役割・責務を全うすることが期待できると認められる者を独立社外取締役の候補者として選定するものとする。

(1) 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

上記において「当社を主要な取引先とする者」とは、直近3事業年度のいずれかにおける当社との取引において当社の支払額が当該会社の当該事業年度における連結売上高の2%以上を占める者をいう。

(2) 当社の主要な取引先又はその業務執行者

上記において「当社の主要な取引先」とは、直近3事業年度のいずれかにおける当該会社に対する当社の売上高が当社の当該事業年度における連結売上高の2%以上を占める者をいう。

(3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）

上記において「多額の金銭」とは、当該金銭を得ている者が個人の場合には、過去3年間の平均で年間 1,000 万円以上、団体の場合には（当該団体の）過去3事業年度の平均で当社からの支払額が 1,000 万円、又は当該団体の連結売上高の2%のいずれか高い額以上の金額をいう。

(4) 当社の会計監査人の代表社員又は社員、又は当社若しくは当社の子会社の監査

を担当しているその他の会計専門家

(5) 当社の主要な株主又はその業務執行者

上記において「主要な株主」とは、直接又は間接に当社の10%以上の議決権を保有する者をいう。

(6) 当社が多額の寄付を行っている団体の理事（業務執行に当たる者に限る）その他の業務執行者

上記において、「多額の寄付」とは、直近の3事業年度の平均で年間 2,000 万円を超える額の寄付をいう。

(7) 当社の主要借入先若しくはその親会社又はそれらの業務執行者

上記において、当社の「主要借入先」とは、当社の借入額が連結総資産の2%を超える借入先をいう。

(8) 就任前10年間のいずれかの時期において、当社又は当社の子会社の業務執行者であった者

(9) 当社から取締役を受け入れている会社の業務執行者

(10) 就任時点において前記（1）、(2）又は(3）に該当する団体が存在する場合に、就任前3年間のいずれかの時期において、当該団体に所属していた者

(11) 就任前3年間のいずれかの時期において前記（4）に該当していた者

(12) 就任時点において前記（6）に該当する団体が存在する場合に、就任前3年間のいずれかの時期において、当該団体に所属していた者

(13) 就任前3年間のいずれかの時期において、前記（5）又は(7）のいずれかに該当していた者

(14) 次の①から③までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。）の近親者

① 前記（1）から（3）のいずれか、または（10）若しくは(11）に掲げる者（但し、(1）及び(2）については、業務執行取締役、執行役及び執行役員を重要な者とみなす。また、(10）については、団体に所属する者の場合、当該団体の社員及びパートナー、(11）については、社員、パートナーその他当社グループの監査を直接担当する会計専門家を重要な者とみなす。）但し、当該者と当該近親者の関係性、当該近親者の適格、資質、経験等を総合的に考慮し、実質的にその独立性が担保されていると認められている場合には、この限りでない。

② 当社の子会社の業務執行者

③ 就任前1年間のいずれかの時期において前②又は当社の業務執行者に該当した者

＊1.「業務執行者」とは、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 6 号に規定する者をいう。

＊2.「近親者」とは二親等以内の親族をいう。

(独立社外取締役の役割・責務)

第15条　独立社外取締役は、次の各号の実行を通じ、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するという役割及び責務を適切に果たす。

(1) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づく、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言

(2) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じた、経営の監督

(3) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反の監督

(4) 経営陣・支配株主から独立した立場からの、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見の取締役会への適切な反映

（取締役会の構成）

第16条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする。

2.　社外取締役は、取締役総数の3分の1以上とする。

3.　取締役会は、その役割及び責務を実効的に果たすための知識、経験及び能力を全体としてバランス良く備えるべく、性別、年齢、バックグラウンド、技能、その他取締役会の構成の多様性に配慮する。

4.　取締役会は、取締役及び経営陣幹部の報酬の決定並びに指名を行うに当たって、公平性、客観性と透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として、半数以上の独立社外取締役で構成され、社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会を設置し、重要事項につき審議し、その結果を取締役会に答申する。

（取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き）

第17条　取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬及び変動報酬から構成され、変動報酬は、業績に連動する業績連動報酬とする。なお、中長期の視点に立った企業業績の増大に対する意識を強化するため、報酬の一部として非金銭報酬である株式報酬を含めるものとする。報酬額における固定及び変動報酬の割合は役位や職責により定めるものとし、変動報酬は指名・報酬諮問委員会において定め、取締役会にて承認された指標（KPI）に基づいた算定式により、取締役個人の報酬を決定する。

2.　取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、社外取締役を委員長とし、社外取締役が半数以上を占める指名・報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会での決議により決定する。なお、報酬限度額は、年額400百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内、2021年2月25日開催の第23期定時株主総会決議）とする。

3.　取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の株式報酬は、2021年2月25日開催の第23期定時株主総会において、改めて譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議している。対象取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役は除く。）は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、原則として年1回（4月）、当社の普通株式について発行又は処分を受ける

こととなる。本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額150百万円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）としている。

なお、株式報酬の割合は金銭報酬の標準額に一律の割合としている。

4. 社外取締役(監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、業務執行からの独立性の観点より、固定報酬のみで構成され、株主総会で決議された総額の範囲内で、指名・報酬諮問委員会の審議を踏まえ、取締役会において決定する。

5. 監査等委員である取締役の報酬は、業務執行からの独立性の観点より、固定報酬のみで構成され、株主総会で決議された総額（年額80百万円）の範囲内で、監査等委員である取締役の協議によって定める。

(取締役の指名を行うに当たっての方針と手続き)

第18条 取締役(監査等委員である取締役を除く。）の指名を行うに当たっては、取締役社長が、当社の企業理念を深く理解し、当社グループの発展に貢献することを期待できる人物であること、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者を候補者とする原案を策定し、指名・報酬諮問委員会の審議を踏まえ、取締役会で決定する。

2. 監査等委員である取締役の指名を行うに当たっては、取締役社長が、当社の企業理念に基づき、取締役の職務を監査し、法令又は定款違反を未然に防ぎ、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること、さらに優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者を候補者とする原案を策定し、指名・報酬諮問委員会の審議を踏まえ、監査等委員会の同意を経た上で、取締役会で決定する。

3. 監査等委員である取締役のうち最低1名は、財務及び会計に関する適切な知見を有している者であることを基本とする。

4. 他の上場会社の役員を兼任する数は合理的な範囲内であることとする。

(監査等委員会の役割・責務)

第19条 監査等委員会は、取締役会の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行う。

(取締役会全体の実効性についての分析・評価)

第20条 取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析及び評価を行い、その結果の概要を開示する。

(取締役等の受託者責任)

第21条　取締役及び経営陣は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動する。

（情報入手と支援体制）

第22条　取締役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報を入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求める。

2.　当社は、人員面を含む取締役の支援体制を整える。

3.　取締役会・監査等委員会は、各取締役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認する。

（取締役のトレーニング）

第23条　新任者をはじめとする取締役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努める。

2.　当社は、取締役に対して、取締役の義務及び責任に関する必要な知識を習得させるために外部講師又は担当部署による研修を行うとともに、事業部門責任者から各事業の説明、事業所、工場見学などの業務に関する研修を行う。

第6章　株主との対話

（株主との対話）

第24条　当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行う。

2.　当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備及び取組みに関する方針を以下のように定める。

株主との建設的な対話を促進するための方針

(1) 株主との対話の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で合理的な範囲で代表取締役社長やIR広報管掌取締役が面談に臨むことを基本とする。

(2) IR広報管掌取締役が株主との対話全般についてその統括を行い、建設的な対話の実現を図る。

(3) IR広報部、経営企画部、総務部、経理部、財務部は、株主との建設的な対話に関連する事項について日常的に情報交換するなど、対話促進に向けて有機的な連携体制の構築を行う。

(4) 以下の対応を行う。

① 機関投資家説明会を適宜開催する

② 自社ホームページの充実を図る

③ 統合報告書、株主通信を適宜発行する

(5) 対話において把握された株主の意見及び懸念は、取締役会及び(3)の関連各部署に適宜共有する。
(6) 対話に際しては、金融商品取引法に定めるインサイダー取引規制を遵守する。
(7) 必要に応じ、株主構成の把握を行う。

附則

（改廃）
第1条　本基本方針の改廃は、取締役会の承認を得るものとする。

（施行）
第2条　本基本方針は、2016年７月12日から施行する。
2.　本基本方針の変更は、2019年10月15日から施行する。
3.　本基本方針の変更は、2021年２月25日から施行する。
4.　本基本方針の変更は、2022年２月25日から施行する。
5.　本基本方針の変更は、2023年２月24日から施行する。
6.　本基本方針の変更は、2024年12月１日から施行する。